

別紙二

派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 情報の公開（指針第十三関係）

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況に関する情報を公開すること。

第二 施行期日

この告示案は、平成二十年四月一日から適用すること。